スポーツ用具貸出規則

１．対象者について

　　次に掲げる項目すべてに該当する団体とする。

　　　ア．市内で使用すること。

　　　イ．市内在住者（総合公園施設利用者を除く）であること。

ウ．用具の受け取り、返却ができること。

※その他、必要に応じて教育委員会が定めるものとする。

２．申込について

総合公園管理事務所窓口にて、所定のスポーツ用具借用申請書に必要事項を記入すること。なお、電話での申し込みも可とするが、使用当日までに「スポーツ用具借用申請書」を提出すること。

３．貸出用具について

　　貸出用具については別表のとおりとする。

４．用具の受け取りと返却について

　　総合公園管理事務所で受取と返却をすること。

　　（１）受取

　　　　　①スポーツ用具借用申請書を担当職員に提示すること。

　　　　　②用具の数量と状態を確認欄に記入すること。

　　（２）返却

　　　　　①スポーツ用具借用申請書を担当職員に提示すること。

　　　　　②用具の数量と状態を報告し、確認欄に記入すること。

５．その他

　　①借用の申し込みは、使用日の１ヶ月前から行うこととする。

　　②借用期間は、原則３日間以内とする。

　　③用具の仮押さえは行わない。

　　④用具の受け取り及び返却期日は、施設の休館日を除くこと。

　　⑤用具の亡失・破損等をした場合は、速やかに総合公園管理事務所へ報告すること。

　　　（弁償していただく場合があります。）

　　⑥規則に違反した場合、次回から貸出を許可しない場合がある。

平成２０年４月１日施行

平成２３年８月１日改正

令和３年６月１日改正

四街道市教育委員会スポーツ青少年課